

鳥取県告示第 340 号

平成10年鳥取県告示第270号（建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準について）の一部を次のように改正し、平成19年4月6日から施行する。

平成 19 年 4 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="272 734 767 808"><u>建築士法第 15 条第 3 号に規定する者の認定基準</u></p> <p data-bbox="209 875 320 902">1～5 略</p> <p data-bbox="209 925 778 1088">6 <u>防衛省設置法</u>（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛大学校において土木工学教室の課程を修めて卒業した後、建築に関して 1 年以上の実務の経験を有する者</p> <p data-bbox="209 1111 272 1137">7 略</p>	<p data-bbox="815 875 927 902">1～5 略</p> <p data-bbox="815 925 1369 1088">6 <u>防衛庁設置法</u>（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛大学校において土木工学教室の課程を修めて卒業した後、建築に関して 1 年以上の実務の経験を有する者</p> <p data-bbox="815 1111 879 1137">7 略</p>